

## 緊急事態宣言解除後の業務について

緊急事態宣言が解除されましたが、「第2波」に対応するため感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となるよう取り組んでいく必要があります。公社の業務については、感染症予防対策を講じながら柔軟な対応を行っていく方針であります。

当面は下記のとおりとしますのでお知らせします。

6月1日(月)から・・・時差出勤を取り入れた勤務体制とします。

ハウジングサロン・・・相談業務を再開します。

新川崎創造のもり・・・会議室、駐車場棟の施設の利用を再開します。

ご利用に当たっては、感染症防止対策上、利用制限がありますので  
ご注意願います。